



# AIUの 海外旅行保険

2011年7月












セットプラン

広がる世界へ、この安心とともに。



# AIUの海外旅行保険はさまざまなリスクを幅広くカバーし、海外旅行に行かれるお客さまの不安を解消します。

目次	
P.1	補償のご案内
P.2	AIUの3つの安心ポイント
P.3	ご契約タイプ一覧表
P.4~6	海外旅行保険の概要
裏面	用語のご説明

<p><b>保険期間31日まで</b> 緊急歯科治療費用</p>  <p>旅行中に急に歯が痛くなった(注1)</p>	<p><b>保険期間31日まで</b> 疾病応急治療・救援費用</p>  <p>「旅行前にかかっていた病気が急激に悪化(注2)」</p>	<p><b>治療・救援費用</b></p>  <p>階段で転倒して骨折</p>	<p><b>治療・救援費用</b></p>  <p>盲腸で入院</p>	<p><b>治療・救援費用</b></p>  <p>ケガや病気で長期入院し、日本から家族が現地へ駆けつける</p>	
<p><b>傷害死亡・疾病死亡</b></p>  <p>ケガまたは病気が原因で亡くなられた</p>	<p><b>携行品</b></p>  <p>カメラを落とし、壊してしまった</p>	<p><b>傷害後遺障害</b></p>  <p>旅行中の交通事故のケガが原因で、後遺障害が生じた</p>	<p><b>個人賠償責任</b></p>  <p>お湯を出しっぱなしで寝てしまい、水浸しになり、修理費を請求された</p>	<p><b>航空機寄託手荷物遅延</b></p>  <p>航空会社に預けた手荷物が出てこない</p>	<p><b>航空機遅延費用</b></p>  <p>悪天候で、搭乗予定の航空機が飛ばなかった</p>

(注1) 緊急歯科治療とは、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療、義歯・歯科矯正装置の応急修理で、かつ、社会通念上妥当なものをいいます。なお、緊急歯科治療を伴わない検査、義歯の提供を含む治療、定期的な治療、予防治療、審美歯科治療、あらかじめ予定・予測されていた治療などに要した費用については保険金をお支払いできません。

(注2) 旅行前に渡航先の病院または診療所で診察の予約または入院の手配などが行われていた場合や、温泉療法、はり、灸、カイロプラクティック、整体、リハビリテーションなど、保険金をお支払いできない場合があります。

詳しくはこのパンフレット内の「P.4 海外旅行保険の概要」をご確認ください。









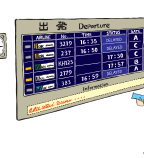
**AIUには、実際このような事故が報告されています。**

<p>観光中に、階段で足を踏み外し転倒。頭蓋骨骨折で30日間の入院となった。</p> <p><b>約650万円</b> 治療・救援費用</p> 	<p>リゾート地で日焼けによる火傷を負い、医師による診察・薬の投与を受けた。</p> <p><b>約60万円</b> 治療・救援費用</p> 	<p>現地料理店にて、辛い食べ物ツアーを満喫後、激しい胃痛・下痢・嘔吐の症状を発生。その後入院し治療を受けた。</p> <p><b>約56万円</b> 治療・救援費用</p> 
---	---	---

2010年1月 AIU実績

## 補償のご案内

\*詳しくは、このパンフレット内の「P.4 海外旅行保険の概要」をご確認ください。

<p><b>傷害死亡</b></p> <p>ご旅行中の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合</p>		<p><b>緊急歯科治療費用</b></p> <p>◎保険期間31日までのご契約の場合</p> <p>ご旅行中、急激な歯の痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療を受けた場合など(10万円限度)</p>	
<p><b>傷害後遺障害</b></p> <p>ご旅行中の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p>		<p><b>疾病死亡</b></p> <p>ご旅行中に病気が原因で亡くなった場合(旅行行程終了後72時間以内に治療を開始し、旅行行程終了日を含めて30日以内に亡くなった場合を含む。)</p>	
<p><b>治療・救援費用</b></p> <p>ご旅行中にケガや病気で治療を受けた場合(旅行行程終了後72時間以内に病気の治療を開始した場合を含む)の治療費のお支払いや、3日以上入院または搭乗中の飛行機が遭難し、日本から親族(その代理人を含みます。)が現地に行く場合などに、妊娠初期の異常による治療・救援費用(保険期間31日までのご契約の場合)や、誘拐が原因による救援者費用(300万円限度)も補償します。</p>		<p><b>個人賠償責任</b></p> <p>ご旅行中に他人にケガをさせたり、あやまってお店の品物を壊してしまったり、ホテルの部屋を水浸しにしてしまい、法律上の賠償責任を負った場合など</p>	
<p><b>疾病応急治療・救援費用</b></p> <p>◎保険期間31日までのご契約の場合</p> <p>旅行出発前の病気で、ご旅行中に応急治療を受けた場合や、3日以上入院し、日本から親族(その代理人を含みます。)が現地に行く場合</p>		<p><b>携行品</b></p> <p>ご旅行中に携行するスーツケース、カメラ、時計などを盗まれたり、あやまって落として破損した場合や、パスポートの盗難により再取得する場合など</p>	
		<p><b>航空機寄託手荷物遅延</b></p> <p>ご旅行中、搭乗時に航空会社に預けた手荷物が、到着後6時間以内に目的地に運搬されなかった場合</p>	
		<p><b>航空機遅延費用</b></p> <p>ご旅行中に悪天候や機体の異常などの理由で、搭乗予定の航空機が6時間以上遅延したり、欠航・運休になった場合など</p>	

# AIUの3つの安心ポイント! ◆裏表紙に「用語のご説明」をご用意していますので、こちらも一緒にご覧ください。

## POINT 1 AIUアシスタンスセンターにおまかせ!!



(イメージ)



24時間日本語対応



電話1本でOK



キャッシュレス・  
メディカルサービス



医師・病院の  
紹介、手配



入院・転院の  
手配



緊急移送時の  
輸送機関の手配



付添医師・  
看護師の手配



入院時のご家族への  
状況報告



電話による  
医療通訳サービス



医療情報の  
提供



検索・救済機関の紹介・手配、  
救済者のホテルなどの手配



パスポートやクレジットカードなどの  
紛失・盗難時の手続きのご案内



弁護士の紹介・  
手配



保険に関する  
各種のご相談受付

AIUアシスタンスセンターでは、ご連絡をいただいてからお客さまの状況に適したサービスをご案内します。

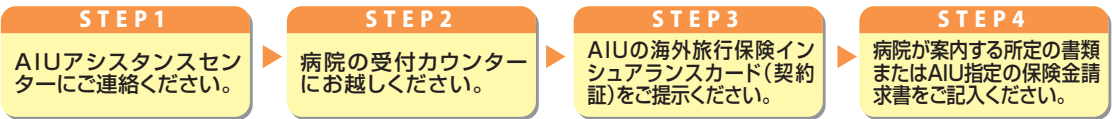
## POINT 2 キャッシュレス・メディカルサービスを提供



(イメージ)

【キャッシュレス・メディカルサービス】とは…米国を中心に、**世界55万ヶ所以上**の医療機関で、その場で費用を自己負担することなく治療を受けていただけるサービスです。お手元に現金をお持ちでなくても、安心して治療が受けられます。

■ご利用方法



■ご利用に際しての注意

- \*「緊急歯科治療費用」については、上記サービスはご利用になれません。
- \*保険の対象とならない費用や保険金額(ご契約金額)を超えた部分の費用については、上記サービスはご利用になれません。
- \*医療機関側の理由などで上記サービスを受けられない場合もあります。受診前にAIUアシスタンスセンターまたは病院へご確認ください。

## POINT 3 こんなケースもAIUなら幅広くカバー

**保険期間  
31日までの  
契約に限り  
補償**

健康告知不要!

### 緊急な歯科治療について

ご旅行中に生じた急激な歯の痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療を補償します(10万円限度)。

### 持病・既往症について

「持病・既往症」について、応急治療費用などが補償される特約をセット(300万円限度)。旅行開始前に治療を受けたことがある病気が急激に悪化した場合も補償されますので、ご安心いただけます。

### 妊娠について

妊娠初期の異常による症状(妊娠満22週以降の発症は除きます。)も補償されます。

保険金お支払件数の約**68%**が治療や救援にかかわる費用です。(2009年度AIU実績)

**無制限\*プラン**

治療・救援費用が無制限\*の  
「インフィニティプラン」で安心!!

インフィニティプランなら、もう自己負担の心配はありません!

例 アメリカ旅行中に脳卒中で入院。急ぎ家族3人を呼び、手術を行う。その後1か月の集中治療室での入院を経て、医師同伴で帰国した。

救援費 <b>130万円</b> 家族の往復航空券 (3人分)	+	治療費 <b>3,000万円</b> 1か月分の入院費 (手術・治療費を含む)	+	救援費 <b>180万円</b> 日本への搬送費	=	合計 <b>3,310万円</b>
--	---	--	---	--------------------------------	---	----------------------

治療・救援費用  
1,000万円プランの場合  
**自己負担  
2,310万円と  
なる**ところ…

インフィニティプランなら自己負担  
**0円**

- \* 無制限とは治療・救援費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることであり、治療・救援費用を終身補償するものではありません。ケガの場合は事故の日から、また病気の場合は治療開始の日からその日を含めて、180日以内の治療費用をお支払いします。また、既往症\*\*、歯科疾病\*\*\*などはお支払いの対象となりません。詳しくはこのパンフレット内の「P.4 海外旅行保険の概要」をご確認ください。
- \*\* 保険期間31日までのご契約の場合、既往症については、疾病に関する応急治療・救援費用補償特約により、300万円を限度に補償されます。
- \*\*\* 保険期間31日までのご契約で「緊急歯科治療費用補償特約」がセットされている場合、ご旅行中の歯科疾病症状の急激な発症・悪化については、10万円を限度に補償されます。

### ご注意

1. 旅行の目的や申込書の記入内容によっては、お引き受けできない場合があります。
2. 「キューバ」が渡航先に含まれる場合は、お引き受けできません。また、出発後の予定の変更により「キューバ」に渡航された場合など、いかなる場合でも、「キューバ」で生じた事故については保険金をお支払いすることができません。
3. この保険は海外旅行、たとえば観光旅行などの目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの損害を補償の対象としています。したがって、次のような場合にはお引き受けできませんので、予めご了承ください。(ご加入に際し、確認のためパスポートの提示が必要となる場合があります。)
  - 日本国外で永住権を持って居住される場合(アメリカのグリーンカード・ミリタリーID保持者など)
  - 帰国の予定が不明確な場合
  - 渡航後(旅行期間の途中から)の加入をご希望の場合 など

「料金表」はこちらをご覧ください。 >>> 2

**重要** ①旅行者(被保険者)が満15才未満(旅行出発日時点)の場合 ②申込人と旅行者(被保険者)が異なる場合で、旅行者(被保険者)の同意の署名が無い場合  
 上記①または②に該当する場合、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額は、同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済とそれぞれ合算して1,000万円を上限とさせていただきます。別途ご契約タイプをご用意していますので、取扱代理店または弊社へお問い合わせください。

# ご契約タイプ一覧表

ご年齢に応じたご契約タイプをお選びください。(ご年齢は旅行出発日時点となります。)

	満69才以下					満70才以上						
	満15才～満69才					満70才～満80才			満81才～満85才	満70才～満80才	満81才～満85才	満86才以上
	おすすめ				満15才未満	おすすめ						
ご契約タイプ	94K	93K	92K	91K	31K	94J	93J	91J	23J	21J	27J	
	インフィニティプラン				一般プラン	インフィニティプラン			一般プラン			
傷害死亡	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	500万円	
傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	150万円～ 5,000万円	90万円～ 3,000万円	60万円～ 2,000万円	30万円～ 1,000万円	30万円～ 1,000万円	150万円～ 5,000万円	90万円～ 3,000万円	30万円～ 1,000万円	90万円～ 3,000万円	30万円～ 1,000万円	15万円～ 500万円	
治療・救援費用 (支払限度額/1事故・1疾病あたり)	無制限 <sup>*1</sup>				2,000万円	無制限 <sup>*1</sup>			2,000万円	1,000万円	1,000万円	
	(疾病応急治療・救援費用300万円限度)					(疾病応急治療・救援費用300万円限度)						
緊急歯科治療費用 <sup>*2</sup> (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	
疾病死亡	3,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円	500万円	500万円	補償なし	補償なし	
個人賠償責任 (支払限度額/1事故あたり)	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	
携行品 <sup>*3</sup> (携行品1つあたり10万円限度) (乗車券・航空券などの場合は5万円限度)	30万円	30万円	30万円	30万円	20万円	30万円	30万円	30万円	20万円	10万円	10万円	
航空機寄託手荷物遅延 <sup>*4</sup> (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	
航空機遅延費用 <sup>*5</sup> (支払限度額)	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	
保険料	1日まで	4,920円	3,460円	3,130円	2,800円	2,500円	4,680円	3,820円	3,160円	3,340円	2,260円	2,100円
	2日まで	5,720円	4,240円	3,900円	3,560円	3,110円	5,800円	4,920円	4,240円	4,200円	3,030円	2,870円
	3日まで	6,440円	4,900円	4,540円	4,180円	3,600円	6,740円	5,820円	5,100円	4,900円	3,640円	3,460円
	4日まで	6,960円	5,400円	5,030円	4,660円	4,000円	7,450円	6,510円	5,770円	5,440円	4,130円	3,950円
	5日まで	7,850円	6,250円	5,870円	5,490円	4,690円	8,540円	7,570円	6,810円	6,300円	4,840円	4,650円
	6日まで	8,640円	7,000円	6,600円	6,200円	5,280円	9,540円	8,530円	7,730円	7,080円	5,480円	5,290円
	7日まで	9,260円	7,580円	7,170円	6,760円	5,750円	10,310円	9,280円	8,460円	7,670円	5,980円	5,780円
	8日まで	9,950円	8,210円	7,770円	7,330円	6,210円	11,190円	10,100円	9,220円	8,340円	6,530円	6,320円
	9日まで	10,510円	8,730円	8,280円	7,830円	6,630円	11,920円	10,800円	9,900円	8,890円	7,020円	6,800円
	10日まで	11,120円	9,280円	8,810円	8,340円	7,040円	12,720円	11,560円	10,620円	9,480円	7,540円	7,310円
	11日まで	11,730円	9,830円	9,340円	8,850円	7,460円	13,500円	12,290円	11,310円	10,070円	8,040円	7,800円
	12日まで	12,350円	10,390円	9,880円	9,370円	7,900円	14,270円	13,020円	12,000円	10,670円	8,540円	8,290円
	13日まで	12,940円	10,940円	10,420円	9,900円	8,330円	15,010円	13,730円	12,690円	11,220円	9,030円	8,780円
	14日まで	13,370円	11,370円	10,850円	10,330円	8,680円	15,620円	14,340円	13,300円	11,690円	9,460円	9,210円
	15日まで	13,830円	11,790円	11,260円	10,730円	9,000円	16,220円	14,920円	13,860円	12,160円	9,860円	9,600円
	17日まで	14,560円	12,460円	11,910円	11,360円	9,510円	17,170円	15,820円	14,720円	12,860円	10,490円	10,220円
	19日まで	15,570円	13,410円	12,830円	12,250円	10,260円	18,500円	17,090円	15,930円	13,880円	11,370円	11,090円
	21日まで	16,550円	14,330円	13,740円	13,150円	10,990円	19,760円	18,320円	17,140円	14,840円	12,210円	11,920円
	23日まで	17,410円	15,110円	14,500円	13,890円	11,610円	20,850円	19,360円	18,140円	15,670円	12,940円	12,640円
	25日まで	18,280円	15,920円	15,290円	14,660円	12,230円	21,990円	20,460円	19,200円	16,540円	13,710円	13,400円
	27日まで	19,340円	16,900円	16,250円	15,600円	13,020円	23,310円	21,730円	20,430円	17,580円	14,590円	14,270円
	29日まで	20,270円	17,730円	17,050円	16,370円	13,650円	24,490円	22,840円	21,480円	18,460円	15,330円	14,990円
	31日まで	21,270円	18,670円	17,970円	17,270円	14,390円	25,800円	24,100円	22,700円	19,460円	16,220円	15,880円

\*1 無制限とは、治療・救援費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることであり、治療・救援費用を終身補償するものではありません。  
 \*2 緊急歯科治療費用は、保険期間31日までのご契約に限り補償の対象となります。ご旅行中に緊急に要した歯科治療費用に限り、10万円をお支払いの限度とします。  
 \*3 携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難・強盗および航空機寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。  
 \*4 1回の寄託手荷物遅延につき、10万円をお支払いの限度とします。  
 \*5 1回の出発遅延など、搭乗不能または着陸地変更につき、2万円をお支払いの限度とします。

**31日を超えるご契約期間をご希望のお客さまは、ご契約タイプが異なりますので、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。**

# 海外旅行保険の概要 (裏表紙の「用語のご説明」も一緒にご覧ください。)

●保険期間(保険のご契約期間)が旅行期間と異なる場合、下記「旅行行程中」を「保険期間と旅行期間が重なる間」と読みかえます。

傷害死亡	
保険金をお支払いする場合	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて <b>180日以内</b> に死亡したとき
お支払いする保険金	傷害死亡保険金額の全額を被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方にお支払いします。 <b>注</b> 同一のケガにより、すでに支払われた傷害後遺障害保険金がある場合は、下記の額をお支払いします。 お支払い額=傷害死亡保険金額-すでに支払われた傷害後遺障害保険金の額
保険金をお支払いできない主な場合	次のような事由により生じたケガ ◎保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ◎被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ◎脳疾患、疾病、心神喪失 ◎妊娠、出産、早産、流産 ◎被保険者による自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故 ◎戦争、革命などの事変 ◎放射線照射、放射能汚染 ◎旅行行程開始前または終了後に発生したケガ …など

傷害後遺障害	
保険金をお支払いする場合	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて <b>180日以内</b> に身体に後遺障害が生じたとき
お支払いする保険金	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の <b>3%~100%</b> をお支払いします。 <b>注</b> 保険期間(保険のご契約期間)を通じて合算し、傷害後遺障害保険金額が限度となります。
保険金をお支払いできない主な場合	① 次のような事由により生じたケガ ◎保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ◎被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ◎脳疾患、疾病、心神喪失 ◎妊娠、出産、早産、流産 ◎被保険者による自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故 ◎戦争、革命などの事変 ◎放射線照射、放射能汚染 ◎旅行行程開始前または終了後に発生したケガ ② むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの …など

治療・救援費用 (カiproプラクティック等にかかわる費用補償対象外特約セット)(救援者費用等追加補償特約セット)(妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット(保険期間31日までの契約にセットされます。))	
保険金をお支払いする場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●傷害治療費用部分 旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けたとき</li> <li>●疾病治療費用部分 ①「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後<b>72時間以内</b>に発病した病気」(※1)により、旅行中または旅行行程終了後<b>72時間を経過するまでに</b>医師の治療を開始したとき ②旅行行程中に感染した感染症(※2)により旅行行程が終了した日からその日を含めて<b>30日を経過するまでに</b>医師の治療を開始したとき</li> <li>●救援費用部分 ①◎旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて<b>180日以内</b>に死亡したとき ◎旅行行程中に病気または妊娠、出産、早産、流産を原因として死亡したとき ◎旅行行程中に発病した病気(旅行行程中に医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限り)が原因で旅行行程が終了した日からその日を含めて<b>30日以内</b>に死亡したとき ②旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは旅行行程中に発病した病気(旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限り)ただし、保険期間(保険のご契約期間)が<b>31日までの契約</b>に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」で補償できる場合には、お支払いの対象となります。)が原因で継続して<b>3日以上</b>入院したとき ③旅行行程中に搭乗中の航空機もしくは船舶が行方不明もしくは遭難したとき、旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できないとき、または捜索・救助活動が必要とき ④旅行行程中に誘拐されたとき、または行方不明になったとき</li> </ul> <p>(※1)その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。ただし、保険期間(保険のご契約期間)が<b>31日までの契約</b>に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」で補償できる場合には、お支払いの対象となります。                  (※2)感染症とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。</p>
	お支払いする保険金



お支払いする保険金	⑥諸雑費(救援者の渡航手続費、現地での交通費・通信費など合計で <b>20万円まで</b> )
保険金をお支払いできない主な場合	<p>①次のような事由により生じた費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失</li> <li>○被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為(自殺行為を行い、その行為の日からその日を含めて<b>180日以内</b>に死亡した場合の救援費用を除きます。)</li> <li>○被保険者による自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故(死亡した場合の救援費用を除きます。)</li> <li>○戦争、革命などの事変</li> <li>○放射線照射、放射能汚染</li> </ul> <p>②むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの</p> <p>③妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病気(ただし、保険期間(保険のご契約期間)が<b>31日までの契約</b>に限り、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」がセットされ、妊娠初期の異常により医師の治療を開始した場合にはお支払いの対象となります。ただし、妊娠満22週以後に発生したものを除きます。)</p> <p>④歯科疾病(ただし、保険期間(保険のご契約期間)が<b>31日までの契約</b>で「緊急歯科治療費用補償特約」がセットされている場合、ご旅行中の歯科疾病症状の急激な発症・悪化については、10万円を限度に補償されます。)</p> <p>⑤カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療</p> <p style="text-align: right;">…など</p>

**疾病に関する応急治療・救援費用** (保険期間31日までの契約にセットされます。)

保険金をお支払いする場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●疾病治療費用部分 旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。)*が原因で、旅行行程中にその症状の急激な悪化(※)により医師の治療を受けたとき</li> <li>●救援費用部分 旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。)*が原因で旅行行程中にその症状の急激な悪化(※)により<b>3日以上</b>続けて入院したとき</li> </ul> <p>(※)症状の急激な悪化とは、旅行行程中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。</p>
お支払いする保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●疾病治療費用部分 実際に支払われた治療費などのうち社会通念上妥当な費用であり、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額をお支払いします。</li> <li>●救援費用部分 保険契約者、被保険者、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当な費用であり、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額をお支払いします。</li> </ul> <p>○救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費(救援者<b>3名分まで</b>) ○救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名かつ1名につき<b>14日分まで</b>) …など</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>注1</b> 治療・救援費用の保険金額が300万円以上の場合、1回の疾病につき<b>支払限度額が300万円</b>となります。</p> <p><b>注2</b> 医師の治療を開始した日からその日を含めて<b>30日以内</b>に必要となった費用に限り、また、住居(被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。</p> <p><b>注3</b> 旅行行程中も支出することが予定されていた次の費用はお支払いの対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具の継続使用に関わる費用</li> <li>○インスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用</li> </ul> <p><b>注4</b> 次の費用はお支払いの対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○温泉療法、熱気浴などの理学的療法の費用</li> <li>○あん摩、マッサージ、指圧、はり、灸、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用</li> <li>○運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用</li> <li>○臓器移植などおよびそれと同様の手術などに関わる費用</li> <li>○眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用</li> <li>○毛髪移植、美容上の形成手術などに関わる費用</li> <li>○不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用</li> </ul> </div> <p>●旅行行程終了後に治療を開始した場合 ○治療または症状の緩和を目的とする旅行の場合 ○旅行開始前より、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配などが行われていた場合を含みます。) …など</p>

**緊急歯科治療費用** (保険期間31日までの契約にセットされます。)

保険金をお支払いする場合	<p>旅行行程中に生じた歯科疾病症状(※)の急激な発症・悪化により旅行行程中に歯科医師による緊急歯科治療を開始した場合(※)装着中の義歯または歯科矯正装置に生じた異常により飲食に支障が生じる状態を含みます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>注</b> 緊急歯科治療とは、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療、義歯・歯科矯正装置の応急修理で、かつ、社会通念上妥当なものをいいます。</p> </div>
お支払いする保険金	<p>被保険者が現実に出した次の費用を、<b>10万円を限度</b>としてお支払いします。ただし、旅行行程中に要した費用に限り、</p> <p>①診療費、処置費および手術費 ②薬剤費、治療材料費および医療器具使用料</p> <p>③X線検査費、諸検査費および手術室費 ④保険金請求のために必要な歯科医師の診断書費用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>注</b> 緊急歯科治療を伴わない検査、義歯の提供を含む治療、定期的な治療、予防治療、審美歯科治療、あらかじめ予定・予測されていた治療などに要した費用については保険金をお支払いできません。</p> </div>
保険金をお支払いできない主な場合	<p>義歯・歯科矯正装置の欠陥、自然消耗、性質によるさび・かび・変色、キズ・塗料のはがれなどの外観上の損傷、ブラッシング、審美歯科治療、その他口腔衛生行為</p> <p style="text-align: right;">…など</p>

**疾病死亡**

保険金をお支払いする場合	<p>①旅行行程中に病気により死亡したとき</p> <p>②「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後<b>72時間以内</b>に発病した病気」(※)により、旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡したとき(ただし、旅行行程終了後<b>72時間を経過するまでに</b>医師の治療を開始したものに限り、)</p> <p>③旅行行程中に感染した感染症(治療・救援費用●疾病治療費用部分②に記載の感染症)により旅行行程が終了した日からその日を含めて<b>30日以内</b>に死亡したとき</p> <p>(※)その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。</p>
お支払いする保険金	<p>疾病死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方にお支払いします。</p>
保険金をお支払いできない主な場合	<p>①次のような事由により生じた病気</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失</li> <li>○被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>○戦争、革命などの事変</li> <li>○放射線照射、放射能汚染</li> </ul>

P.5の続き

保険金をお支払いできない主な場合	②妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病気 ③歯科疾病	…など
------------------	-----------------------------------	-----

個人賠償責任

保険金をお支払いする場合	旅行行程中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物(※)を壊したりして損害を与え、法律上の賠償責任を負ったとき (※)保険契約者または被保険者がレンタル業者より借り入れた旅行用品を含みます。	
お支払いする保険金	1回の事故につき賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金などをお支払いします。 <b>注1</b> 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。 <b>注2</b> 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬などに対しても保険金をお支払いできる場合があります。 <b>注3</b> 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者などが法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。	
保険金をお支払いできない主な場合	①次のような事由により生じた損害 ◎保険契約者または被保険者の故意 ◎戦争、革命などの事変 ◎放射線照射、放射能汚染 ◎被保険者の職業上の行為に関する損害賠償責任 ◎同居の親族に対する損害賠償責任 ◎自動車(※1)、船(※2)、航空機、銃器(※3)の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ◎受託物に対する損害賠償責任(他人から借りたものを含みます。) ◎汚染物質に起因する損害賠償責任 ◎心神喪失に起因する損害賠償責任 ◎罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任 …など (※1)レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービルなどはお支払いの対象となります。 (※2)ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 (※3)空気銃はお支払いの対象となります。	

携行品

保険金をお支払いする場合	旅行行程中に携行品(※)が盗難・破損・火災などの偶然な事故にあつて損害を受けたとき (※)携行品とは、被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類などの身の回り品をいいます。ただし、現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歯、コンタクトレンズ、各種書類、データ・ソフトウェアなどの無体物、サーフィンなどの運動を行うための用具、仕事のためだけに使用するもの、居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内)の物、別送品などは含みません。	
お支払いする保険金	携行品1つ(1点、1組または1対)あたり10万円を限度として損害額(※)をお支払いします。 (※)損害額とは、修理費または購入費から減価償却した金額のいずれか低い方をいいます。 <b>注1</b> 乗車券・航空券などは、事故後に支出した費用で合計5万円を限度とします。 <b>注2</b> お支払いする保険金の総額は、携行品損害保険金額をもって保険期間(保険のご契約期間)中の限度とします。ただし、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難、強盗および航空機寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。 <b>注3</b> 旅券については、その再発給または渡航書発給の費用(領事官に納付した発給手数料、事故地から最寄の在外公館所在地までの交通費、および同地におけるホテル客室料などをいいます。)を1回の事故につき5万円を限度としてお支払いします。 <b>注4</b> 自動車または原動機付自転車の運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。	
保険金をお支払いできない主な場合	次のような事由により生じた損害 ◎携行品の置き忘れ、紛失 ◎保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ◎被保険者による自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故 ◎戦争、革命などの事変 ◎放射線照射、放射能汚染 ◎没収、破壊など、携行品に対する国や公共団体の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港などの安全確認検査での錠の破壊を除きます。) ◎携行品の欠陥または自然の消耗 …など <b>注</b> レンタル業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じレンタル業者から賠償請求された場合は、上記「個人賠償責任」で保険金をお支払いすることができます。	

航空機寄託手荷物遅延

保険金をお支払いする場合	旅行行程中に携行する身の回り品で航空機(定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限ります。)の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が、航空機が目的地に到着後6時間以内にその目的地に運搬されなかったとき	
お支払いする保険金	航空機到着後96時間以内に被保険者が目的地において負担した必要不可欠な衣類、生活必需品、身の回り品の購入費(貸与を受けたときの費用を含みます。)、を1回の寄託手荷物遅延につき10万円を限度としてお支払いします。ただし、寄託手荷物が被保険者のもとに到着した時以降に購入または貸与を受けたことによる費用を除きます。	
保険金をお支払いできない主な場合	次のような事由により生じた費用 ◎保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ◎地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ◎戦争、革命などの事変 ◎放射線照射、放射能汚染 …など	

航空機遅延費用

保険金をお支払いする場合	<b>〈出発遅延等〉</b> 搭乗予定の航空機について以下の事由が生じ、出発予定時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき ◎6時間以上の出発遅延 ◎欠航・運休 ◎航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能 ◎搭乗していた航空機の着陸地変更により、着陸時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき <b>〈乗継遅延〉</b> 航空機を乗り継ぐ場合で、搭乗していた到着機の遅延により乗継の予定だった出発機に搭乗できず、搭乗していた到着機の到着時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき	
お支払いする保険金	<b>〈出発遅延費用等・乗継遅延費用〉</b> 出発地(または乗継地・着陸地)において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が負担したホテルなど客室料、食事代、ホテルなどへの移動に要するタクシー代などの交通費、航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用、国際電話料など通信費、目的地における旅行サービスの取消料などをお支払いします。ただし、1回の出発遅延等または乗継遅延につき、2万円をお支払いの限度とします。	
保険金をお支払いできない主な場合	次のような事由により生じた費用 ◎保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ◎地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ◎戦争、革命などの事変 ◎放射線照射、放射能汚染 …など	

## 用語のご説明 ◆パンフレットの中でわからない用語などありましたら、こちらの用語説明集をご参照ください。

用語	ご説明
<b>い</b>	
<b>医 師</b>	日本国外においては、被保険者が診察、治療または診断を受けた地および時における医師に相当する資格を有する者をいいます。また、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
<b>医学的他覚所見</b>	病気の症状が、医師により客観的に(理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査などにより)認められる異常所見をいいます。
<b>し</b>	
<b>傷 害 (ケガ)</b>	急激かつ偶然な外来の事故(転倒、交通事故、運動中の打撲・骨折などの外的要因による事故)によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。 (注)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
<b>疾 病 (病 気)</b>	上記の傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産を除きます。
<b>つ</b>	
<b>通 院</b>	医師による治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、医師の治療を受けることをいいます。
<b>に</b>	
<b>入 院</b>	医師による治療が必要な場合において、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
<b>ひ</b>	
<b>被 保 険 者</b>	保険の補償を受けられる方または保険の対象となる方をいいます。
<b>ほ</b>	
<b>保 険 期 間</b>	保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間のことです。ただし、保険期間中であっても保険料が払い込まれていない場合は、補償の対象となる事由が発生しても保険金は支払われません。
<b>保 険 金</b>	補償の対象となる事由によって損害が生じた場合に、弊社がお支払いする金銭をいいます。
<b>保 険 金 額</b>	ご契約にあたり弊社とご契約者で定める金額(ご契約金額)で、弊社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
<b>保 険 料</b>	ご契約の内容に基づいて、ご契約者から弊社へお払い込みいただく金銭をいいます。
<b>り</b>	
<b>旅 行 行 程</b>	保険証券記載の海外旅行の目的をもってご自宅を出発してからご自宅に帰着するまでの行程をいいます。

### ■ 告知義務・通知義務について

お申込みの際、お引受け・保険料を決定するために申込書の告知欄で弊社がお伺いする事項(告知事項)については、事実を正確にご記入いただく「告知義務」があります。また、ご契約いただいた後も、保険証券記載の事項に変更が生じたときは、保険会社に通知いただく「通知義務」があります。故意または重大な過失により事実を告知されなかったり事実と異なる告知をされすと「告知義務違反」として、また、変更の生じた事実を遅滞なく通知されなかった場合は「通知義務違反」として、保険金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがありますので、くれぐれもご注意ください。

### ■ 事故の通知について

この保険の対象になる事故が発生した場合には、30日以内に取扱代理店または弊社までご連絡ください。正当な理由がなくご通知がない場合、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。賠償事故が発生した場合も、30日以内にご連絡のうえ、その後の処置につきご相談ください。示談金や賠償金をあらかじめ弊社と相談されずに支払われることのないようご注意ください。

なお、盗難事故の場合は、ただちに所轄の警察署へ届出をしてください。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
- ご契約に際しましては、事前に、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

引受保険会社

## AIU保険会社

エイアイユー インシュアランス カンパニー

〒130-8560 東京都墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト

http://www.aiu.co.jp

お問合せ先:旅行保険カスタマーセンター TEL:03-5611-0799

午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

114-580 (B-001958 2013-06) 7-11 150M (TF)

お問合せ・お申込みは

観 光 留 学 出 張 駐 在 その他

2010年9月1日以降補償開始契約用